

平成28年度 第2回島根県道路メンテナンス会議

○日 時：平成29年 2月14日（火）
10:00～11:30

○場 所：松江国道事務所 3階大会議室
（松江市西津田2丁目6番28号）

議事次第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- (1) 道路メンテナンス年報の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- (2) 地域一括発注について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 23
- (3) 道路鉄道連絡会議の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
- (4) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 29

4. 連絡調整

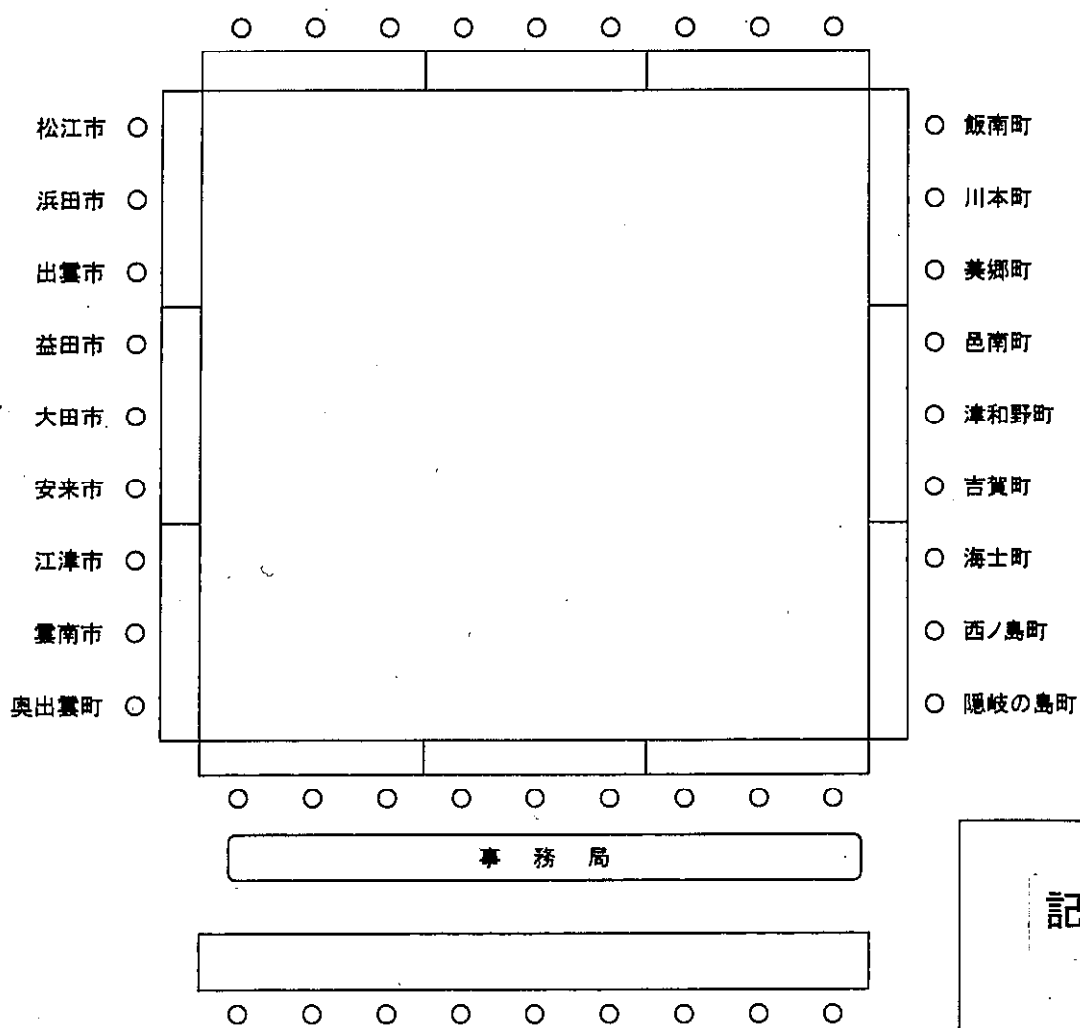
5. 閉 会

平成28年度 第2回島根県道路メンテナンス会議 出席者名簿

	所 属	役 職	氏 名	代理出席者	
				役 職	氏 名
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長	小林 寛		
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長	—	副所長	藤原 浩幸
	国土交通省中国地方整備局	三次河川国道事務所長	欠席		
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長	山崎 泰助		
	島根県土木部技術管理課	長寿命化推進室長	渡邊 正敏		
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長	—	統括課長	宮田 健二
	西日本高速道路株式会社中国支社	千代田高速道路事務所長	欠席		
	松江市	都市整備部長	—	調整幹	岸本 篤
	浜田市	都市建設部長	—	維持管理課長	坂田 佳則
	出雲市	都市建設部長	—	道路河川維持課長	土江 博
	益田市	建設部長	田中 健		
	大田市	建設部長	—	土木課長	大野 秀穂
	安来市	建設部長	小林 勝則		
	江津市	建設水道部門参事	—	主査	藤田 佳久
	雲南市	建設部長	森田 一		
	奥出雲町	建設課長	—	企画員	安部 俊光
	飯南町	建設課長	那須 忠巳		
	川本町	地域整備課長	—	課長補佐	伊藤 広龍
	美郷町	建設課長	赤穴 清		
	邑南町	建設課長	土崎 由文		
	津和野町	建設課長	田村 津与志		
	吉賀町	建設水道課長	早川 貢一		
	海士町	環境整備課長	—	主査	宇野 伸二
	西ノ島町	環境整備課長	藤原 洋二		
	知夫村	建設課長	欠席		
	隠岐の島町	建設課長	—	建設課長補佐	田中 文男
	公益財団法人島根県建設技術センター	理事長	宮川 治		
オブザーバ	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	田中 敏彦		
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	沢口 俊樹		
事務局	国土交通省中国地方整備局 松江国道事務所				
	島根県土木部 道路維持課				
	島根県土木部 技術管理課 長寿命化推進室				
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課				

平成28年度 第2回島根県道路メンテナンス会議 出席者名簿【配席表】

公益財団法人
島根県建設技術センター 理事長
西日本高速道路(株) 中国支社
松江高速道路事務所 所長
島根県土木部技術管理課
長 壽命化推進室 長
島根県土木部道路維持課 長
国土交通省中国地方整備局
松江国道事務所 所長
国土交通省中国地方整備局
浜田河川国道事務所 所長
国土交通省中国地方整備局
道路部地域道路調整官
国土交通省中国地方整備局
道路部道路保全企画官



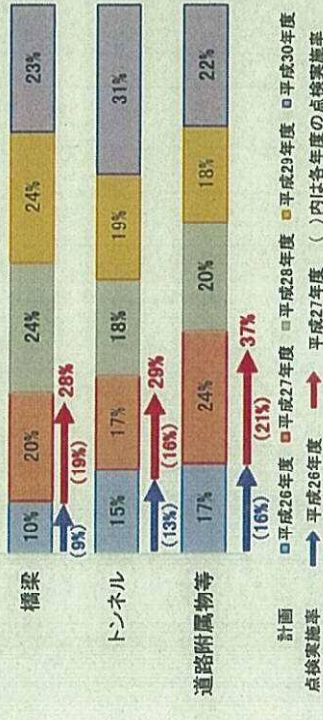
- 平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視で点検を行い、点検結果として健全性を4段階に診断することとしています。
- 道路メンテナンス年報は、道路インフラの現状や老朽化対策についてご理解頂くためにまとめたもので、今回は、平成27年度の点検実施状況、点検結果をとりまとめました。
- 道路メンテナンス年報は、行政関係者による点検結果による点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案だけでなく、大学や民間企業での維持管理分野の分析・研究開発での活用も期待しています。

点検結果(平成26・27年度)

累積点検実施率(全体)

- 平成26・27年度の累積点検実施率は、橋梁約28%、トンネル約29%、道路附属物等約37%となっています。

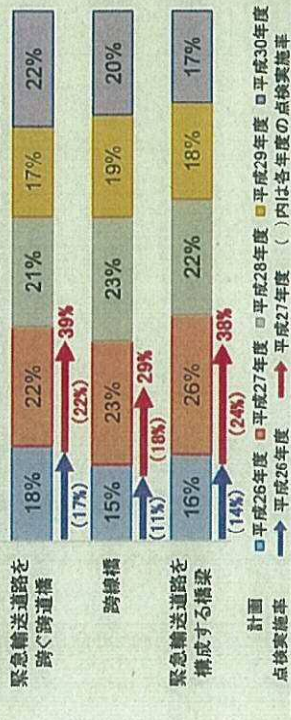
■ 5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



累積点検実施率(最優先で点検すべき橋梁)

- 平成26・27年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約39%、跨線橋約29%、緊急輸送道路を構成する橋梁約38%となっています。

■ 最優先で点検すべき橋梁の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)



【参考】橋梁の現状

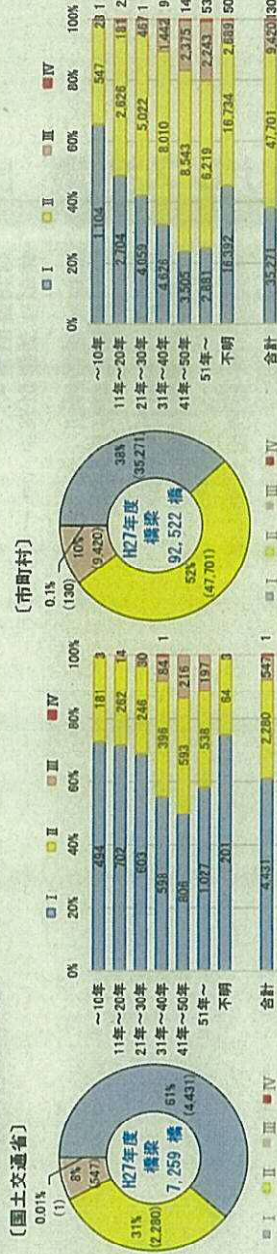
- 全橋梁のうち、市町村管理が約7割を占めており、米国と比較しても、日本の市町村管理の橋梁数が極めて多いことが特徴です。



点検結果(橋梁)

- 平成27年度に点検を実施した橋梁のうち、緊急又は早期に修繕などの措置を行う必要のある橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)が、国は約8% (548橋)であるのに対して、市町村では約10% (9,550橋)となっています。
- 建設経過年数が長くなるほど、早期に修繕などの措置が必要な橋梁の割合が多くなっています。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところです。(年報にリストを添付)

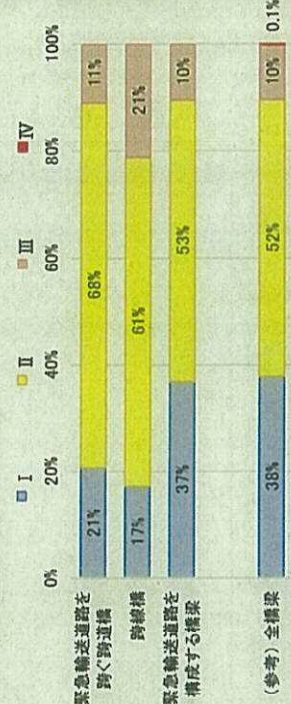
■ 判定区分と建設経過年数(橋梁)



点検結果(最優先で点検すべき橋梁)

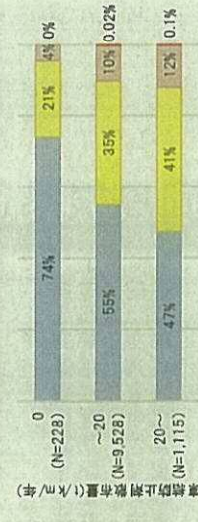
- 最優先で点検すべき橋梁の判定区分Ⅲの割合は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約11%、跨線橋約21%、緊急輸送道路を構成する橋梁約10%となっています。(橋梁全体: 約10%)

■ 判定区分(最優先で点検すべき橋梁)



<凍結防止剤の影響分析>

- 凍結防止剤の散布量が多い橋梁は、散布量が少ない橋梁に比べ健全度が低い傾向にあります。

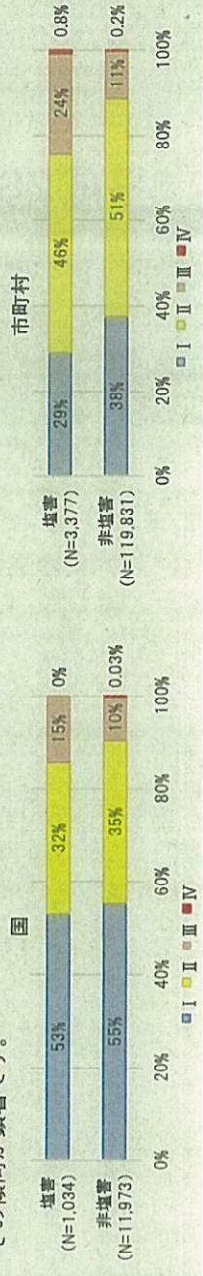


※国土交通省が管理する橋梁のH26～H27年度点検結果
※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における
平成26年度の散布量をもとに算出

【参考】今後のデータ分析・活用の事例

<塩害の影響分析>

- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。



道路メンテナンス年報

国土交通省 道路局

平成 28 年 9 月

目次

1. 道路メンテナンス年報について
 2. 点検結果（平成 26・27 年度）
 - (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
 - (2) 最優先で点検すべき橋梁
 3. 点検実施状況（平成 27 年度）
 - (1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等
 - (2) 都道府県別の点検実施状況
 - (3) 最優先で点検すべき橋梁
 4. 点検結果（平成 27 年度）
 - (1) 国土交通省
 - (2) 高速道路会社
 - (3) 都道府県・政令市等
 - (4) 市町村
 - (5) 地方公共団体の判定区分Ⅳのリスト
 - (6) 最優先で点検すべき橋梁
- 参考 1 橋梁の現状
- 参考 2 地方公共団体の点検結果の分布（橋梁）
- 参考 3 財政状況と点検実施状況・点検結果
- 参考 4 地方公共団体での点検実施に向けた取り組み
- 参考 5 今後のデータ分析・活用の事例

1. 道路メンテナンス年報について

- 国土交通省では、国民・道路利用者の皆様に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめています。
- 今回は、平成27年度の点検結果等についてとりまとめました。
- 結果の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。
http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html
- この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等を検討するための資料となります。

点検について

全ての道路管理者は、平成25年の道路法改正等を受け、平成26年7月より、「橋梁」「トンネル」及び「シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型構造物等（以下、道路附属物等）」の道路施設について、5年に1度、近接目標にて、点検を実施することとしています。

<平成27年度点検実施数>

道路施設	管理施設数	点検実施数	点検実施率
橋梁*	725,907	140,814	19%
トンネル	11,024	1,799	16%
道路附属物等	40,583	8,684	21%

※橋梁（カルバート）は、全て橋梁として計上している。

点検結果について

橋梁、トンネル等の健全性の点検結果は、以下の4段階に区分します。

区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

道路メンテナンス年報の活用

道路メンテナンス年報は、橋梁等の老朽化の実態の把握、点検結果を踏まえた措置方針の立案などに活用することとしています。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→ 地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から我が国の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

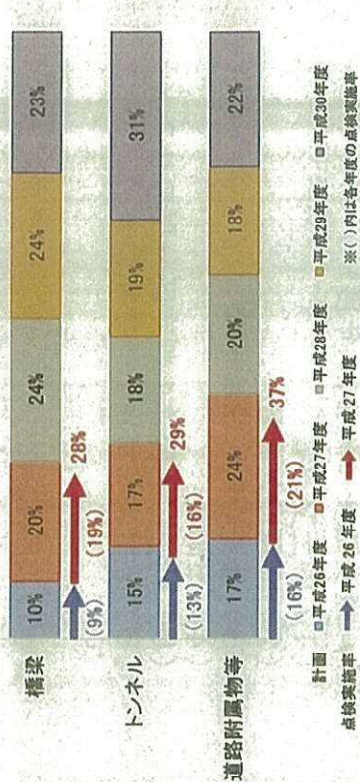
→ 各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくこととなります。

2. 点検結果（平成26・27年度）

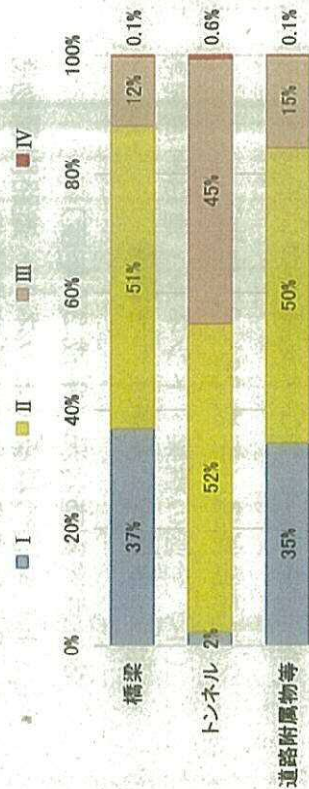
(1) 全国の橋梁・トンネル・道路附属物等

- 平成26・27年度の累積点検実施率は、橋梁 約28%、トンネル 約29%、道路附属物等 約37%となっています。
- 判定区分の割合については、橋梁：I 37%、II 51%、III 12%、IV 0.1%、トンネル：I 2%、II 52%、III 45%、IV 0.6%、道路附属物等：I 35%、II 50%、III 15%、IV 0.1%となりました。

○ 5年間の点検計画・累積点検実施率（全道路管理者合計）



○ 橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合（全道路管理者合計）



(2) 都道府県別の点検実施状況

○ 平成 27 年度の点検実施状況は、地域によって異なる状況です。

○ 点検実施数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	4,634	86	716
青森県	1,131	2	45
岩手県	2,016	48	89
宮城県	2,512	12	144
秋田県	4,181	43	152
山形県	1,785	17	74
福島県	2,950	38	188
茨城県	2,460	5	135
栃木県	2,172	21	130
群馬県	2,863	17	112
埼玉県	2,156	1	272
千葉県	2,100	26	214
東京都	924	15	813
神奈川県	1,344	75	313
新潟県	4,808	86	222
富山県	2,646	11	72
石川県	2,053	9	233
福井県	1,786	52	77
山梨県	1,616	12	135
長野県	3,402	23	88
岐阜県	6,290	86	128
静岡県	6,273	107	365
愛知県	4,618	9	421
三重県	4,893	20	163
滋賀県	2,436	18	74
京都府	2,442	26	132
大阪府	1,936	46	844
兵庫県	6,616	86	540
奈良県	2,088	1	16

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
和歌山県	2,163	79	98
鳥取県	1,333	16	142
島根県	3,530	32	44
岡山県	5,519	57	152
広島県	5,100	118	212
山口県	2,453	110	207
徳島県	3,267	11	59
香川県	1,911	9	20
愛媛県	3,180	63	57
高知県	2,274	121	14
福岡県	6,542	21	381
佐賀県	3,872	6	63
長崎県	1,595	19	76
熊本県	4,338	18	44
大分県	1,864	76	27
宮崎県	2,608	27	65
鹿児島県	1,787	11	56
沖縄県	347	7	60
合計	140,814	1,799	3,684

(参考) 管理施設数(全道路管理者)

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
北海道	31,251	492	2,959
青森県	7,092	52	321
岩手県	13,878	290	514
宮城県	12,861	119	540
秋田県	12,478	167	479
山形県	9,391	151	490
福島県	18,225	239	903
茨城県	15,150	68	681
栃木県	13,192	94	679
群馬県	15,460	138	632
埼玉県	20,088	97	1,581
千葉県	11,734	448	1,170
東京都	6,431	187	2,461
神奈川県	9,340	334	1,973
新潟県	23,470	412	1,454
富山県	12,879	119	734
石川県	9,508	146	465
福井県	10,203	268	390
山梨県	8,498	209	437
長野県	22,591	403	932
岐阜県	26,603	367	1,197
静岡県	30,611	425	1,462
愛知県	25,218	116	2,845
三重県	20,129	233	712
滋賀県	12,269	84	458
京都府	13,368	179	589
大阪府	11,082	116	2,832
兵庫県	30,269	382	2,133
奈良県	10,526	172	341
和歌山県	12,096	373	292
鳥取県	7,860	104	260
島根県	14,599	331	364

都道府県名	橋梁	トンネル	道路附属物等
岡山県	33,256	253	742
広島県	23,134	424	883
山口県	15,604	273	593
徳島県	12,667	182	432
香川県	8,115	52	435
愛媛県	13,102	356	570
高知県	13,734	405	369
福岡県	30,511	154	1,188
佐賀県	12,751	52	256
長崎県	10,173	208	216
熊本県	20,217	293	334
大分県	11,140	585	336
宮崎県	9,690	253	395
鹿児島県	10,753	176	327
沖縄県	2,710	43	227
合計	725,907	11,024	40,583

(3) 最優先で点検すべき橋梁

- 第三者被害の予防並びに路線重要性の観点から、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁については、最優先で点検を進めることとしており、それぞれ、2,929橋、1,649橋、29,848橋の点検を実施しました。
- 点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋、跨線橋、緊急輸送道路を構成する橋梁について、それぞれ、約22%、約18%、約24%と、橋梁全体の点検実施率（約19%）を上回るか、同程度となっています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検実施状況【上段：点検実施率 下段：点検実施数】

管理者	緊急輸送道路を跨ぐ 跨道橋	跨線橋	緊急輸送道路を構成する 橋梁
国土交通省	20% (393)	22% (378)	19% (6,309)
高速道路会社	19% (944)	14% (150)	20% (4,596)
都道府県・政令市等	21% (545)	19% (642)	29% (17,806)
市町村	25% (1,047)	16% (479)	36% (1,137)
合計	22% (2,929)	18% (1,649)	24% (29,848)

H28.3末時点

4. 点検結果（平成27年度）

(1) 国土交通省

① 橋梁

- 国土交通省では、管理する橋梁38,409橋のうち、7,259橋について点検を実施し、その結果は判定区分Ⅰ 4,431橋、Ⅱ 2,280橋、Ⅲ 547橋、Ⅳ 1橋となりました。なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 61%、Ⅱ 31%、Ⅲ 8%、Ⅳ 0.01%となります。
- 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあります。
- 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところでした。

※ 判定区分Ⅰ：健全（構造物の機能に支障が生じていない状態）

判定区分Ⅱ：予防保全段階（構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）

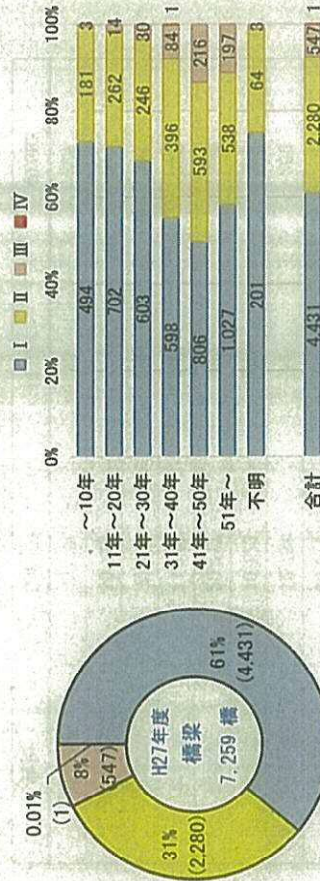
判定区分Ⅲ：早期措置段階（構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態）

判定区分Ⅳ：緊急措置段階（構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

※ 判定区分の割合は、四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合があります。

○ 判定区分

○ 判定区分と建設経過年度



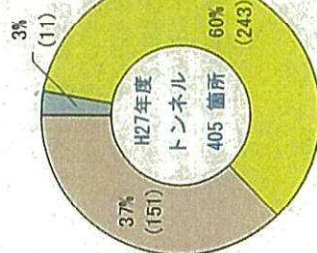
○ 判定区分Ⅳのリスト（橋梁）

施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
茨城県庁前 大町橋側道橋	国道8号 (滋賀県)	1984	主桁の支持部材が腐食し、支持機能が低下	仮支け材の設置

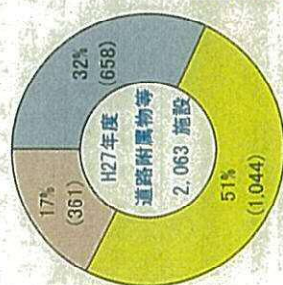
②その他の道路構造物

- 国土交通省では、管理するトンネル1,548箇所のうち、405箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ11箇所、Ⅱ243箇所、Ⅲ151箇所となりました。なお、判定区分の割合は、Ⅰ3%、Ⅱ60%、Ⅲ37%となります。
- また、管理する道路附属物等12,057施設のうち、2,063施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ658施設、Ⅱ1,044施設、Ⅲ361施設となりました。なお、判定区分の割合は、Ⅰ32%、Ⅱ51%、Ⅲ17%となります。
- トンネル及び道路附属物等ともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

○ トンネル



○ 道路附属物等



■ 判定区分Ⅰ(健全)
 ■ 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
 ■ 判定区分Ⅲ(早期増量段階)
 ■ 判定区分Ⅳ(緊急増量段階)

(2) 高速道路会社

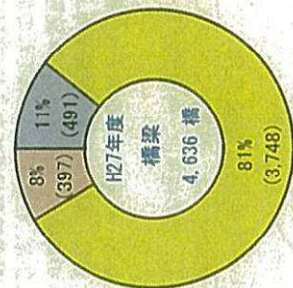
① 橋梁

- 高速道路会社では、管理する橋梁23,340橋のうち、4,636橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ491橋、Ⅱ3,748橋、Ⅲ397橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。

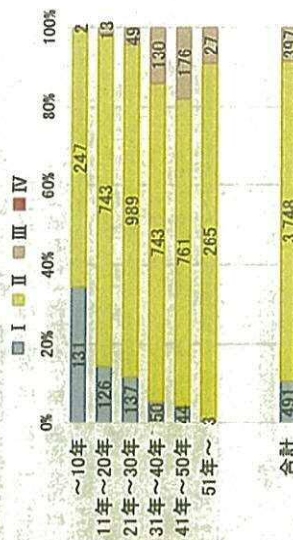
なお、判定区分の割合は、Ⅰ11%、Ⅱ81%、Ⅲ8%となります。

- 判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後30年を過ぎると急増し、10%超となっています。

○ 判定区分



○ 判定区分と建設経過年度



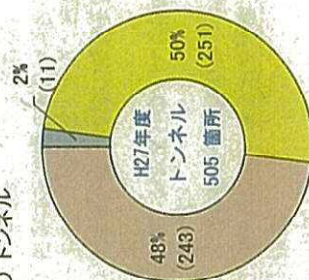
② その他の道路構造物

- 高速道路会社では、管理するトンネル1,904箇所のうち、505箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ11箇所、Ⅱ251箇所、Ⅲ243箇所となりました。なお、判定区分の割合は、Ⅰ2%、Ⅱ50%、Ⅲ48%となります。

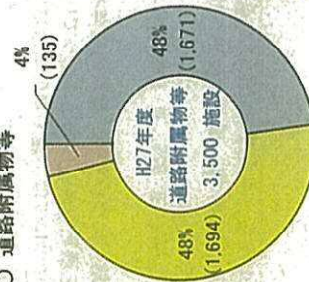
また、管理する道路附属物等11,769施設のうち、3,500施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ1,671施設、Ⅱ1,694施設、Ⅲ135施設となりました。

- トンネル及び道路附属物等ともに、判定区分Ⅳはありませんでした。

○ トンネル



○ 道路附属物等



■ 判定区分Ⅰ(健全)
 ■ 判定区分Ⅱ(予防保全段階)
 ■ 判定区分Ⅲ(早期増量段階)
 ■ 判定区分Ⅳ(緊急増量段階)

(3) 都道府県・政令市等

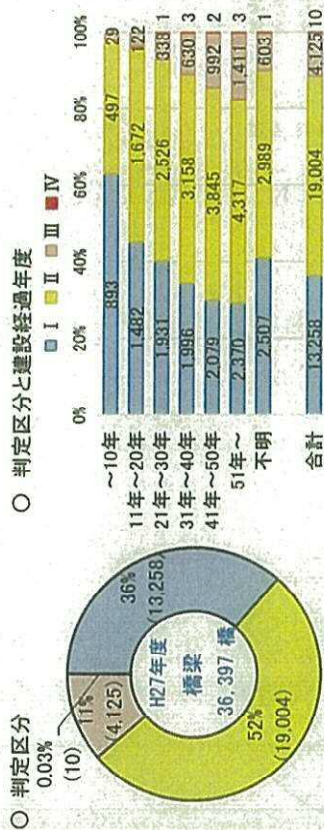
① 橋梁

○ 都道府県・政令市等では、管理する橋梁 183,939 橋のうち、36,397 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 13,258 橋、Ⅱ 19,004 橋、Ⅲ 4,125 橋、Ⅳ 10 橋となりました。

なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 36%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.03%となります。

○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると、10%超となっています。

○ 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところとです。（15頁参照）



② その他の道路構造物

○ 都道府県・政令市等では、管理するトンネル 5,314 箇所のうち、774 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 14 箇所、Ⅱ 369 箇所、Ⅲ 390 箇所、Ⅳ 1 箇所となり、それぞれの割合は、Ⅰ 2%、Ⅱ 48%、Ⅲ 50%、Ⅳ 0.1%となります。

○ また、管理する道路附属物等 13,883 施設のうち、2,712 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 533 施設、Ⅱ 1,389 施設、Ⅲ 785 施設、Ⅳ 5 施設となり、それぞれの割合は、Ⅰ 20%、Ⅱ 51%、Ⅲ 29%、Ⅳ 0.2%となります。

○ 緊急措置段階である判定区分Ⅳのトンネル、道路附属物等については、速やかに緊急措置を実施したところとです。（16頁参照）



(4) 市町村

① 橋梁

○ 市町村では、管理する橋梁 480,219 橋のうち、92,522 橋について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 35,271 橋、Ⅱ 47,701 橋、Ⅲ 9,420 橋、Ⅳ 130 橋となりました。

なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0.1%となります。

○ 判定区分Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）については、建設経過年数が長くなるほど高くなる傾向にあり、建設後 30 年を過ぎると、10%超となっています。

○ 緊急措置段階である判定区分Ⅳの橋梁については、速やかに緊急措置を実施したところとです。（17頁参照）



② その他の道路構造物

○ 市町村では、管理するトンネル 2,258 箇所のうち、115 箇所について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 6 箇所、Ⅱ 65 箇所、Ⅲ 39 箇所、Ⅳ 5 箇所となりました。

○ また、管理する道路附属物等 2,874 施設のうち、409 施設について点検を実施し、その結果は、判定区分Ⅰ 74 施設、Ⅱ 224 施設、Ⅲ 111 施設となり、それぞれの割合は、Ⅰ 18%、Ⅱ 55%、Ⅲ 27%となります。

○ 緊急措置段階である判定区分Ⅳのトンネルについては、速やかに緊急措置を実施したところとです。（24頁参照）



(5) 地方公共団体の判定区分Ⅳのリスト

○都道府県・政令市等において、緊急措置段階である判定区分Ⅳの施設は、橋梁10橋、トンネル1箇所、道路附属物等5施設でした。
 ○市町村においては、緊急措置段階である判定区分Ⅳの施設は、橋梁130橋、トンネル5箇所でした。
 ○なお、これらについては、いずれも緊急措置を実施しています。

○ 都道府県・政令市等の判定区分Ⅳのリスト

【橋梁】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
茨城県	笠原の橋	(主)水戸線田代原線	1964	橋台のひび割れ	通行止め、仮橋設置、通行規制(片側)
相模原市	八幡橋	市道八幡堂里	不明	橋台の変状	通行止め
長野県	小大野川橋	県道東横岳線	1968	支那の連続梁、上部構造の腐食	通行規制(片側交互)
静岡県	無名橋	市道吉原2号線	1964	主桁の断面欠損	通行止め
静岡県	1号橋	市道北港/谷3号線	1958	主桁・横桁の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	引の田橋	市道水窪小和田引の田線	1982	主桁・防置橋の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	引の田11号橋	市道水窪小和田引の田線	1982	橋桁の変形	通行止め
浜松市	エンガク沢橋	市道水窪向島第2号線	1982	床板の腐食及び断面欠損	通行止め
浜松市	羽ヶ庄5号橋	市道佐久間羽ヶ庄9号線	1991	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
京都市	矢野橋	所道間人太宮線	1969	橋脚の沈没、鉄筋露出及び断面欠損	通行止め

【トンネル】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
滋賀県	大橋第四隧道	県道西浅井マキノ線	1936	覆工コンクリートの剥落	通行止め

【道路附属物等】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
埼玉県	道路橋梁	国道140号	1986	橋梁本体及び橋梁継手部の腐食	門型橋梁の撤去
埼玉県	道路橋梁	国道254号	1987	支柱本体及び柱・ベースプレート接部の腐食	門型橋梁の撤去
埼玉県	道路橋梁	国道407号	不明	橋梁本体及び橋梁継手部の腐食	門型橋梁の撤去
埼玉県	道路情報提供装置	国道140号	不明	橋梁トラス本体の腐食	橋梁トラス部材の新材補修
千葉県	道路橋梁	国道128号	1978	支柱と橋梁継手部の腐食及び穴食	橋梁の撤去

○ 市町村の判定区分Ⅳのリスト

【橋梁】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
枝幸町 (北海道)	大平橋	中央バイパス線	1968	橋脚のひび割れ	通行止め
島牧村 (北海道)	大平橋	豊浜道線	1960	主桁の鉄筋露出及び断面欠損	通行止め
稚内市 (北海道)	大平橋	船瀬川上井越道	1965	橋台の沈没	通行止め
網走市 (北海道)	大平橋	市道豊田道線	1980	主桁の断面欠損	通行止め
田子町 (青森県)	大平橋	市道宮野道々内	不明	支桁・主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
上小阿仁村 (秋田県)	大平橋	市道長谷田道線	1937	主桁の鉄筋露出、断面欠損、支桁の鉄筋露出	通行止め
白根町 (山形県)	大平橋	市道大平道線	1984	高欄・床板の腐食及び断面欠損	通行止め
白根町 (山形県)	大平橋	市道田辺寺道線	1980	主桁・床板のひび割れ、下脚工の更迭	通行止め
新日町 (山形県)	大平橋	市道朝日道線	1965	支桁の鉄筋露出	通行止め
大蔵村 (山形県)	大平橋	市道沼ノ台上山	1977	橋台の更迭	通行止め
喜多方市 (福島県)	大平橋	市道大平・黒岩道線	不明	橋台の沈没及びひび割れ	通行止め
常陸市 (茨城県)	大平橋	市道東 47 号線	不明	基礎と橋台の分離	通行止め
つくば市 (茨城県)	大平橋	市道 4-221 号線	1976	下脚工のひび割れ	通行止め
つくば市 (茨城県)	大平橋	市道 4-3029 号線	1965	主桁の鉄筋露出	応急修繕
笠間市 (茨城県)	大平橋	市道(友)1117 号	不明	下脚工のひび割れ	通行止め
古河市 (茨城県)	大平橋	市道昭和 4181 号	不明	橋台の沈没	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	大平橋	市道昭和 0214 号	不明	基礎沈没の露出	通行規制(5.5t)

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
古河市 (茨城県)	大平橋	市道昭和 1372 号	不明	基礎沈没の露出	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	大平橋	市道昭和 1376 号	不明	基礎沈没の露出、ひび割れ	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	大平橋	市道昭和 1366 号	不明	基礎沈没の露出、ひび割れ	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	大平橋	市道昭和 4179 号	不明	基礎沈没の露出	通行規制(2t)
古河市 (茨城県)	大平橋	市道 0215 号線	不明	主桁の鉄筋・鉄筋露出	通行規制(5.5t)
大子町 (茨城県)	大平橋	市道 4245 号線	不明	橋脚のひび割れ	通行止め
那須町 (栃木県)	大平橋	市道 58 号新黒田・松沼線	1963	下脚工の断面欠損	通行止め(片側)
長岡町 (千葉県)	大平橋	市道山内 41 号線	1967	下脚工の鉄筋露出	通行止め
亀沼市 (新潟県)	大平橋	市道守門 13 号線	1962	主桁の鉄筋露出	通行止め
金沢市 (石川県)	大平橋	市道 556 号金沢・大野線	1913	主桁の腐食	通行規制(遮断)
七尾市 (石川県)	大平橋	市道豊原 19 号線	1955	主桁の鉄筋露出及び断面欠損、橋脚・床板の鉄筋露出	通行止め
七尾市 (石川県)	大平橋	市道能登島 31 号	1977	床板の鉄筋露出及び断面欠損	通行止め
小松市 (石川県)	大平橋	市道小松新丸	不明	主桁・橋台のコンクリート剥離及び鉄筋露出	通行止め
岐阜市 (岐阜県)	大平橋	市道豊外 3 号線	1958	下脚工の更迭、主桁のひび割れ	通行止め
高山市 (岐阜県)	大平橋	市道平瀬天海線	1956	床板・橋脚の鉄筋露出	通行止め
高山市 (岐阜県)	大平橋	市道豊河線	不明	主桁の腐食、橋台の更迭	通行止め
高山市 (岐阜県)	大平橋	市道中瀬 2 号線	1952	伸縮装置の脱落、橋台の更迭	通行止め
高山市 (岐阜県)	大平橋	市道津庄日影線	1931	主桁の断面欠損	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
熊本市 (熊本県)	水洞橋	市道水洞線	不明	主桁の腐食	通行止め
羽島市 (岐阜県)	須賀谷橋	市道小荒井1丁目3号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
羽島市 (岐阜県)	須賀谷橋	市道足近町7丁目38号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
岡市 (岐阜県)	若菜橋	市道12-249号線	1915	主桁の腐食及び変状	通行止め
岡市 (岐阜県)	若菜橋	市道12-149号線	1981	床版の変状	通行止め
御浜町 (三重県)	長原橋	町道阪本15号線	不明	床版の腐食及び変状	通行止め
御浜町 (三重県)	かん保橋	町道向ノ芝かん保線	不明	上構工の腐食、高欄の変形・欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	中ノ島橋	市道沖田上地線	1940	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	清瀬橋	市道高橋公庄線	1940	橋台の劣化及び断面の変状	通行止め
京丹後市 (京都府)	堤橋	市道山崎立長線	1949	主桁、床版の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	尾ノ六橋	市道大下線	1932	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
京丹後市 (京都府)	別荘橋	市道別当谷線	1962	橋台のひび割れ	通行止め
京丹波町 (京都府)	末庄2号橋	町道本庄1号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
湖南市 (滋賀県)	無名橋9	市道清松苑1号線	1968	主桁の断面破壊	通行規制(2)
高島市 (滋賀県)	大公橋	市道林川線	1921	主桁、床版の腐食及び鉄筋露出	通行止め
近江八幡市 (滋賀県)	朝治橋	市道宮内八幡前線	不明	主桁の腐食	通行規制(2) 仮設ベント設置
加古川市 (兵庫県)	木村橋	市道後徳之口1号線	不明	主桁、床版の腐食及び鉄筋露出	通行規制 荷重規制
豊岡市 (兵庫県)	清山橋	市道須井区内線第1号線	不明	床版の腐食及び断面欠損	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
淡路市 (兵庫県)	新倉橋	市道荒倉2号線	不明	主桁のひびわれ	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	491橋	市道小丸峠線	1997	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	岩花橋	市道矢野畑乙線	不明	橋脚の腐食	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	岩花橋	市道矢野畑本線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	伊内橋	市道内町伊内線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
南あわじ市 (兵庫県)	大倉新橋	市道伊加利2号線	不明	主桁の断面欠損	ハイパスサポート支持 荷重分散措置
豊岡市 (兵庫県)	大倉新橋	市道ニビ線	1965	主桁、橋桁、床版の腐食	通行止め
豊岡市 (兵庫県)	大倉新橋	市道瀬戸線	不明	主桁の腐食、鉄筋露出及び断面欠損	荷重規制
南あわじ市 (兵庫県)	所定橋	市道伊加利15号線	不明	橋台の断面欠損及び洗掘	通行止め
広陵町 (奈良県)	下橋	町道百済61号線	不明	桁の破断、橋台の変状	覆工板の設置
十津川村 (奈良県)	林調橋	村道平谷須調線	1945	橋脚の変状、支索の変状及び機能障害	通行止め
十津川村 (奈良県)	清之穴橋	村道清之穴線	1961	床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	清之穴橋	村道池穴中瀬線	1931	主桁、床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	大野出各橋	村道富海小川線	不明	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	船守橋	村道和平線	1942	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	大野出各橋	村道大佐智線	不明	主桁、橋桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	由戸橋	村道清線	1971	主桁の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	旧川津大橋	村道川津線	1980	床版の腐食	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
十津川村 (奈良県)	中瀬橋	村道池穴中瀬橋	1945	主桁、床版の腐食	通行止め
十津川村 (奈良県)	是之瀬橋	村道池之原谷 線	1934	主桁の腐食	通行止め
田辺市 (和歌山県)	秋津橋	市道秋津町33号 線	1971	橋脚の剥離及び鉄筋露出	通行止め
田辺市 (和歌山県)	曹小橋	市道曹小東線	1976	床版の腐食及び断面欠損	通行止め
串本町 (和歌山県)	白旗橋	町道幸通1号線	1936	主桁の腐食及び断面欠損	通行止め
橋本市 (和歌山県)	谷倉橋	市道神津辻橋谷 線	不明	主桁の腐食及び孔食	通行規制(2t)
有田川町 (和歌山県)	高木橋	町道谷口高木線	1957	主桁の剥離及び鉄筋露出、 橋脚の洗掘	通行止め
日南町 (鳥取県)	通交橋	町道石巻溪線	1929	主桁の腐食	通行止め
出雲市 (鳥取県)	木村橋	市道木村線	1963	橋脚の断面欠損	通行制限(8t) 速度制限(20km/h) 主桁板受け (サポート)
津和野町 (鳥取県)	山根橋	町道小直支線5 号線	不明	主桁の腐食及び断面欠損	主桁板受け (サポート)
吉賀町 (鳥取県)	谷橋	町道中村陽馬沖 線	1973	主桁、橋桁の腐食及び断面欠損	通行止め
吉賀町 (鳥取県)	西2号橋	町道西線	1974	集合の断面欠損	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
吉賀町 (鳥取県)	新木橋	町道新木線	1974	主桁・ブルの損傷	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
吉賀町 (鳥取県)	立道橋	町道西線	1954	橋脚の断面欠損	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
井原市 (山口県)	真谷分橋	市道米置真谷分 橋線	不明	主桁、床版の鉄筋露出	通行止め(歩行者・ 二輪車以外)
柳井市 (山口県)	1号橋	市道河原柳井線	1976	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
山形小野田 市 (山口県)	松ノ瀬橋	市道松ノ瀬線	1954	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
山形小野田 市 (山口県)	第一萬千橋	市道石井手線	1954	主桁の剥離及び鉄筋露出	断面補修等 通行規制(4t)
三好市 (徳島県)	宝来橋	市道徳谷大谷線	1959	主桁の腐食	通行止め
三好市 (徳島県)	第2石橋	市道石橋線	1965	主桁のひび割れ、鉄筋露出及び剥 離、下脚工の剥離	通行止め
三好市 (徳島県)	白川橋	市道徳谷大谷線	1933	主桁、橋桁の腐食	通行止め
久万高町 (徳島県)	市口橋	町道市口線	1965	下脚工の腐食及び洗掘、 上脚工・支承の腐食	通行止め
香南市 (高知県)	おけ者谷橋	市道徳谷線	不明	下脚工の変状	通行止め
土佐町 (高知県)	堀ノ木橋	町道堀ノ木線	1971	主梁の腐食	通行止め
室戸市 (高知県)	港橋	港橋線	1971	主桁・橋桁・支承の腐食	通行止め
観音寺市 (香川県)	観音寺経路橋	市道 上忍南線	1933	上下脚工の剥離及び鉄筋露出	通行規制(二輪・歩 行者のみ通行可)
黒瀬町 (高知県)	王冠橋	町道 王冠線	1933	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2t)
黒瀬町 (高知県)	幸ノ川橋	町道幸ノ川北線	1935	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
黒瀬町 (高知県)	橋	町道徳川三セマチ 線	1933	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
佐賀市 (佐賀県)	花橋	市道徳主一峰門線	1955	主桁の腐食	通行止め
南島原市 (長門県)	大寺川橋	市道徳川清水線	1924	主桁、床版の鉄筋露出、 橋脚の断面欠損	通行止め(車両)
佐世保市 (長門県)	スクイ河橋	市道神ノ清水港 線	不明	床版の剥離及び鉄筋露出	仮設補強材(四角 支柱)による応急補 強

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
佐世保市 (佐世保県)	小瀬橋	市道早坂広田町線	1974	歩道橋の高さ及び抜け落ち	橋員規制(歩道)
佐世保市 (佐世保県)	紀石橋1号橋	市道紀石線	不明	主桁の高さ、床版の剥離及び鉄筋露出	通行止め(車両)
佐世保市 (佐世保県)	中道第一橋	市道三川内青環線	1965	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出	仮設補強材(四角支柱)による応急措置
佐世保市 (佐世保県)	比佐田橋	市道高橋乙石馬支線	1964	主桁の高さ及び断面欠損、橋台のひび割れ及び変状	通行規制(2)
刈敷市 (長門県)	新橋	市道高橋崎崎線	不明	主桁の高さ、床版の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2)
刈敷市 (長門県)	仁田志多智4号橋	市道仁田志多智線	不明	床版の剥離及び鉄筋露出	通行止め(片側)
刈敷市 (長門県)	同原橋	市道同原本線	不明	主桁・支承の高さ及び断面欠損	通行規制(2)
刈敷市 (長門県)	美濃橋	市道田ノ床線	不明	主桁・支承の高さ及び断面欠損	通行規制(2)
刈敷市 (長門県)	出雲橋	市道久田2号線	不明	主桁・床版の高さ及び断面欠損	通行止め(車両)
刈敷市 (長門県)	大瀬橋	市道大瀬本線	1974	主桁・支承の高さ及び断面欠損	通行止め(車両)
新上五島町 (長門県)	深川第2橋	町道深川16号線	1955	主桁・床版の高さ及び鉄筋露出	通行止め(車両)
阿蘇市 (熊本県)	第八米店橋	市道西小園水源線	1966	橋台の洗掘	通行止め
阿蘇市 (熊本県)	第九米店橋	市道西小園水源線	不明	主桁の鉄筋露出、橋台の剥離	通行止め
阿蘇市 (熊本県)	第十一米店橋	市道西小園水源線	不明	主桁の高さ及び鉄筋露出	通行止め
宇土市 (熊本県)	宮の後橋	市道細田神社線	不明	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出、下脚工の剥離	通行止め
宇土市 (熊本県)	宮橋	市道川越・宮の後線	不明	主桁・床版の高さ及び断面欠損、下脚工のひび割れ	通行止め
宇土市 (熊本県)	曾根1号橋	市道曾根・佐野線	不明	主桁・床版の剥離及び鉄筋露出	通行規制(2)

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
宇土市 (熊本県)	吉城2号橋	市道吉城町2号線	不明	主桁の高さ及びひび割れ	通行規制(2)
由布市 (大分県)	城跡橋	市道東行地城跡線	1929	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	比良橋	市道中恵宮田線	不明	主桁の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	中津橋	市道仁瀬小津線	不明	主桁・支承の高さ、橋台の洗掘	通行止め
由布市 (大分県)	上津橋	市道下津木線	不明	主桁・橋脚の剥離及び鉄筋露出	通行止め
由布市 (大分県)	電ノ甲橋	市道天神山富線	1949	橋脚の洗掘	通行止め
豊島市 (鹿児島県)	近のつりはし	市道近のつりはし線	1988	支承の高さ及び変状、補剛材のひび割れ	通行止め
志布志市 (鹿児島県)	東西橋	市道西馬場野久馬線	1970	音速の剥離及びひび割れ、橋脚の洗掘	通行止め
瀬戸内町 (鹿児島県)	阿波達橋	町道阿波達西古見線	1985	上脚工の鉄筋露出	通行止め
瀬戸内町 (鹿児島県)	中田2号橋	町道阿波達西古志線	1956	上脚工の鉄筋露出	通行止め

【トンネル】

管理者	施設名	路線名	建設年	損傷の具体的内容	緊急措置内容
新宮市 (和歌山県)	老古1号トンネル	市道老古尾園線	1935	天端のひび割れ	通行止め
新宮市 (和歌山県)	老古2号トンネル	市道老古尾園線	1935	天端のひび割れ	通行止め
岩手市 (山口県)	紀尾園道	市道多田18号線	1960	掘削面の空洞	通行止め
柳井町 (富山県)	富山道	町道上西の川高野線	1928	掘削面クリートの剥落	通行止め
八代市 (熊本県)	文平道	市道八代・石坂線	1971	掘削面クリートの剥落	叩き落し はく資防止工

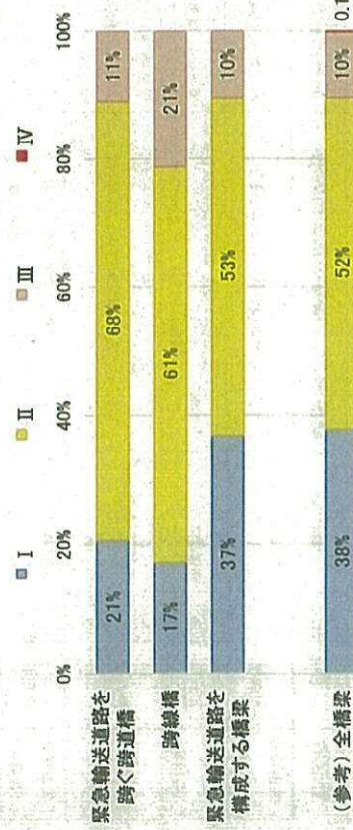
(6) 最優先で点検すべき橋梁

- 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋については、2,929 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 608 橋、Ⅱ 2,001 橋、Ⅲ 320 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 21%、Ⅱ 68%、Ⅲ 11%となります。
- 跨線橋については、1,649 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 286 橋、Ⅱ 1,014 橋、Ⅲ 349 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。
なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 17%、Ⅱ 61%、Ⅲ 21%となります。
- 緊急輸送道路を構成する橋梁については、29,848 橋の点検を実施しました。結果は、判定区分Ⅰ 11,036 橋、Ⅱ 15,687 橋、Ⅲ 3,125 橋となり、判定区分Ⅳはありませんでした。
- なお、判定区分のそれぞれの割合は、Ⅰ 37%、Ⅱ 53%、Ⅲ 10%となります。
- 早期に修繕などの措置が必要である割合は、跨線橋が 21%と橋梁全体の割合（10%）を大きく上回っています。

○ 最優先で点検すべき橋梁の点検結果(上段:判定区分割合 下段:点検実施数)

判定区分	判定区分Ⅰ (健全)	判定区分Ⅱ (予防保全段階)	判定区分Ⅲ (早期措置段階)	判定区分Ⅳ (緊急措置段階)
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	21% (608)	68% (2,001)	11% (320)	0% (0)
跨線橋	17% (286)	61% (1,014)	21% (349)	0% (0)
緊急輸送道路を 構成する橋梁	37% (11,036)	53% (15,687)	10% (3,125)	0% (0)
(参考) 橋梁	38% (53,451)	52% (72,733)	10% (14,489)	0.1% (141)

H28.3 末時点

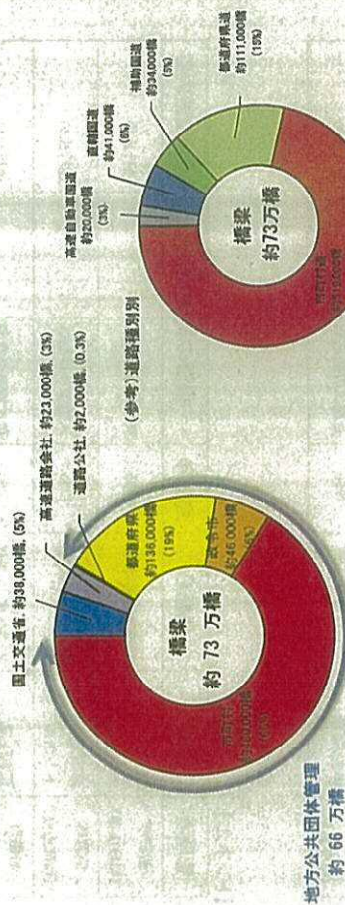


参考 1 橋梁の現状

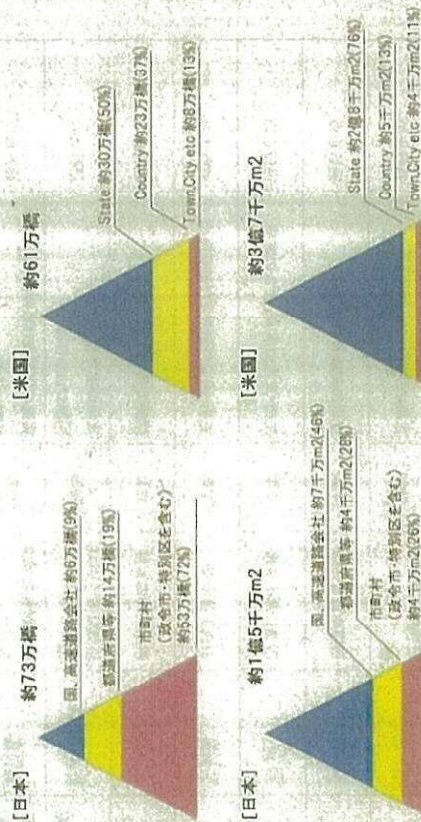
1. 管理者別の橋梁数、橋面積等

- 我が国には橋梁が、約 73 万橋あり、このうち、地方公共団体が管理する橋梁は約 66 万橋と全体の 9 割以上を占めています。これは米国と比較すると、非常に多くなっています。

○ 道路管理者別



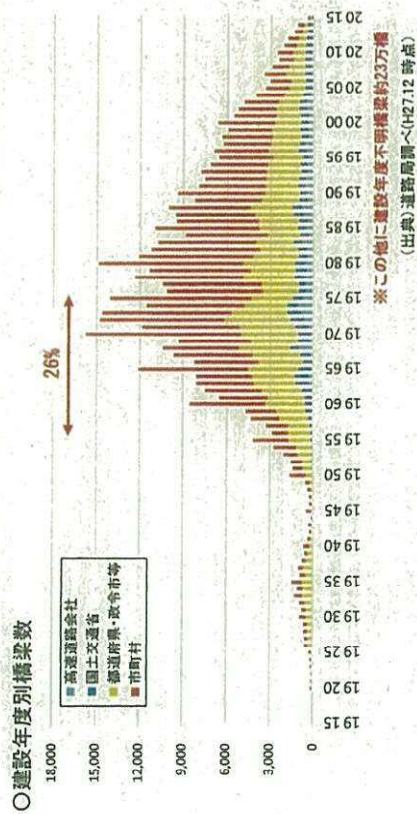
(参考) 橋梁数、橋面積に関する米国との比較



出典) 日本 道路局調べ(H27.12 時点)
米国 FHWA (Federal Highway Administration) ホームページ (2014.12 時点)
※State には Federal 約 1 万橋を含む

2. 建設年度別の橋梁数

- 建設年度別の橋梁数の分布を見ると、昭和30年から50年にかけて建設されたものが約26%と多くなっています。
- 建設後50年を経過した橋梁の割合は、現在は約20%ですが、10年後には約44%に急増します。特に橋長15m未満の橋梁は、約半数が建設後50年を経過します。
- この他にも建設年度が不明の道路橋が全国で約23万橋あり、これらの大半が市町村管理の橋長15m未満の橋梁です。



○ 建設後50年を経過した橋梁の割合



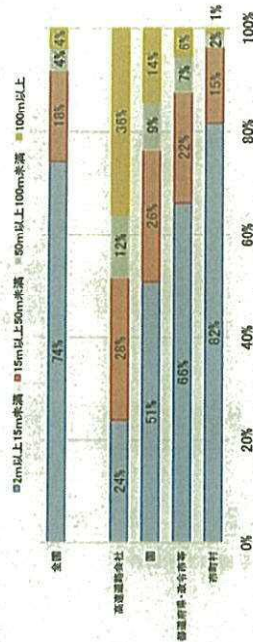
○ 建設年度不明橋梁(約23万橋)の内訳



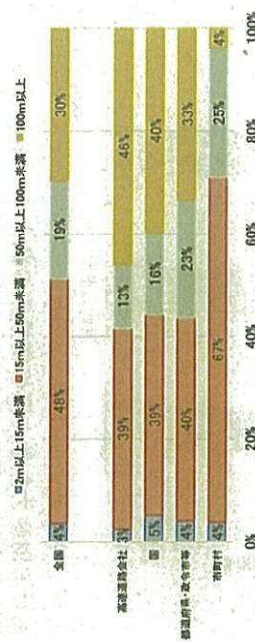
3. 管理者別の橋長分布

- 橋長50m以上の橋梁の割合は全体では約8%ですが、高速道路会社で約48%、国土交通省で約23%である一方、市町村では約3%と管理者によって大きく異なります。
- 市町村が管理する橋梁の80%以上が橋長15m未満です。一方、最優先で点検すべきとされている緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋や跨線橋では、市町村が管理する橋梁の80%以上が、橋長15m以上であり、市町村にとって大規模なものとなっています。

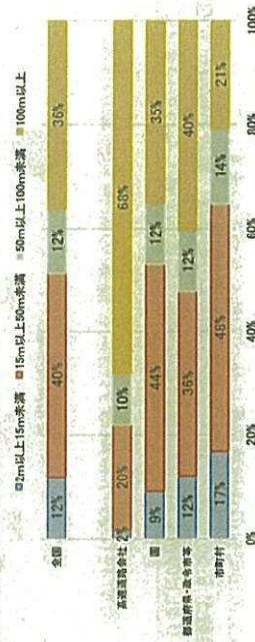
○ 管理者別の橋長分布



○ 管理者別の橋長分布(緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋)



○ 管理者別の橋長分布(跨線橋)

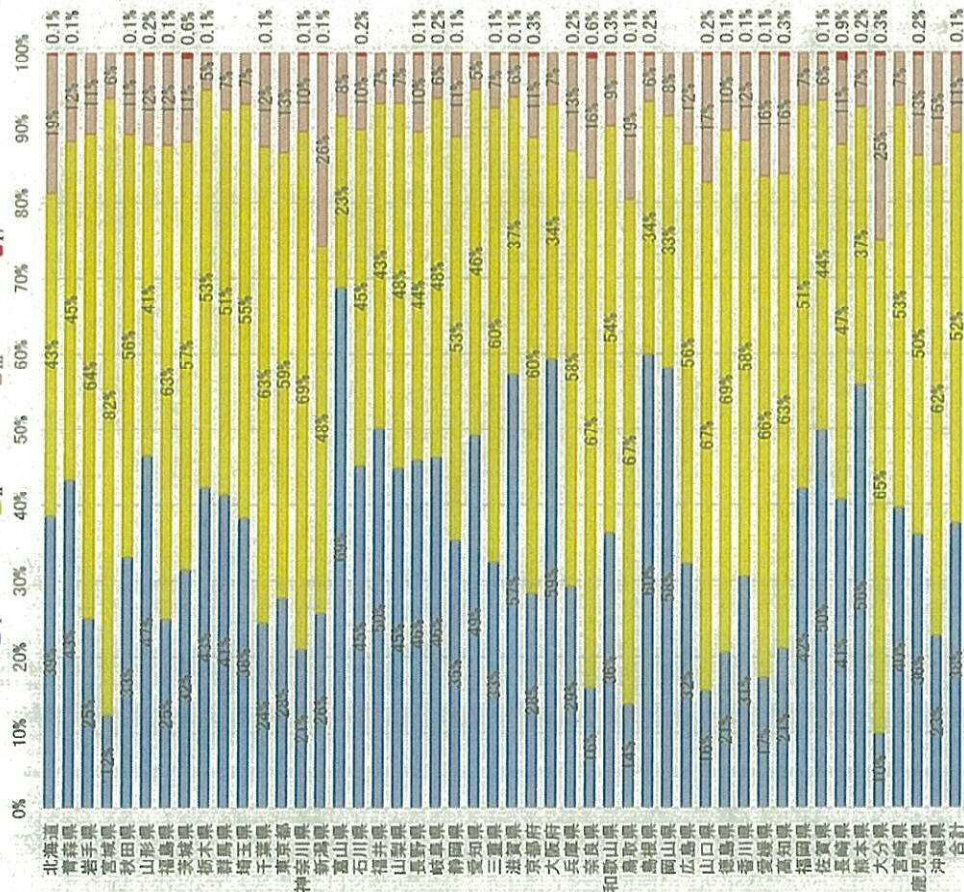


(出典) 道路局調べ(427.12時点)
※ 橋長に関する情報がなかった橋梁を除く

参考2 地方公共団体の点検結果の分布（橋梁）

- 地方公共団体の平成27年度の点検実施結果について、都道府県別に判定区分の割合を見ると、次のとおり、地域ごとに判定区分の割合に差があります。
- なお、地方公共団体の全体の判定区分は、判定区分Ⅰ 38%、Ⅱ 52%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%となりました。

○ 都道府県別判定区分の割合（地方公共団体管理橋梁）

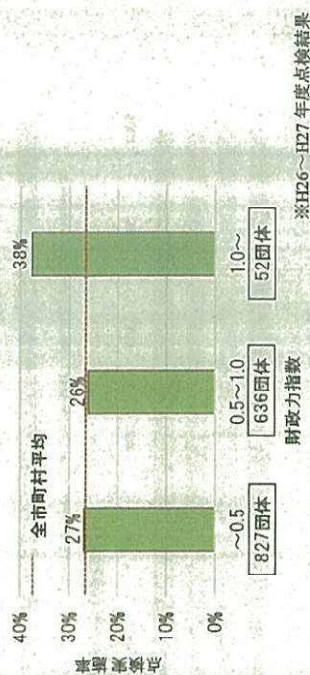


※都道府県内管理橋梁のうち平成27年度の点検結果をもとに作成したものである。
また、四捨五入の関係で合計が100%とならないものもある。

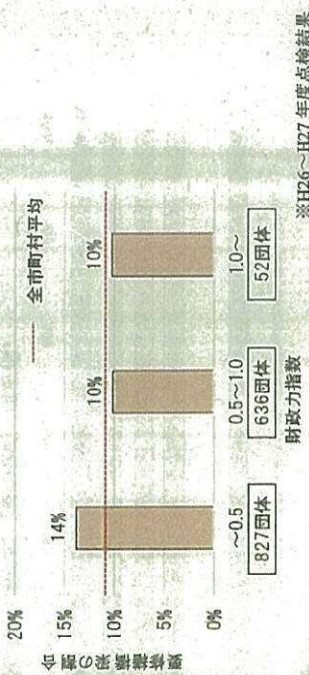
参考3 財政状況と点検実施状況・点検結果

- 財政力指数^{※1}が0.50未満、0.50以上1.0未満の市町村の点検実施率は、財政力指数が1.0以上の市町村の点検実施率に比べて低くなっています。
- 財政力指数が0.50未満の市町村の要修繕橋梁の割合は、財政力指数が0.50以上1.0未満、1.0以上の市町村の要修繕橋梁の割合^{※2}に比べて高くなっています。

市町村における財政力指数と橋梁の点検実施率の関係



市町村における財政力指数と要修繕橋梁の割合（判定区分Ⅲ、Ⅳの占める割合）



※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

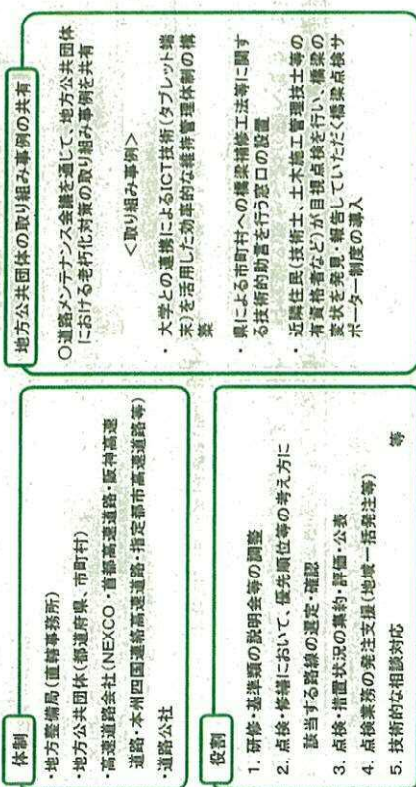
（出典：総務省「平成26年度地方公共団体の主要財政指標一覧」
http://www.soumu.go.jp/ken/zaisei/h26_chiho.html）

※2 要修繕橋梁の割合：判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の合計数／点検実施数

参考 4 地方公共団体での点検実施に向けた取り組み

1. 道路メンテナンス会議の開催

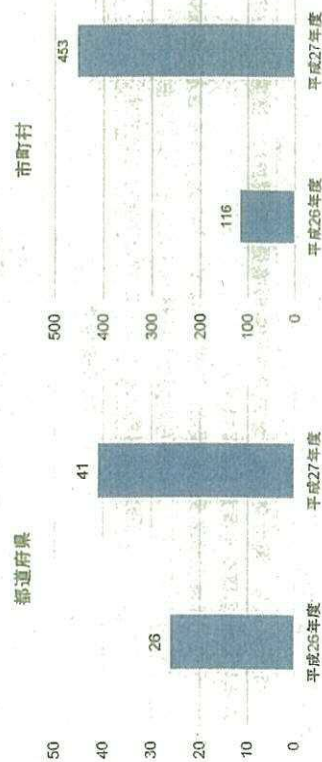
- 関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、「道路メンテナンス会議」を全都道府県に設置しています。



2. 地域一括発注の状況

- 市町村の人手・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を都道府県等が受委託する地域一括発注を実施しています。
- 地域一括発注を実施した地方公共団体は、平成26年度は116市町村(26都道府県)、平成27年度は453市町村(41都道府県)となりました。

地域一括発注による点検・診断を実施した都道府県・市町村数



3. 直轄診断・修繕代行

- 地方公共団体への支援策の一として、緊急かつ高度な技術力を要する可能性が高い橋梁について、「直轄診断」を実施しました(平成26年度:3施設、平成27年度:3施設)。
- 直轄診断を実施した橋梁については、各道路管理者からの要請を踏まえ、修繕代行事業や大規模修繕・更新補助事業に着手されています。

○ 直轄診断実施箇所と診断結果概要

実施年度	施設名	市町村名	延長(m)	診断結果概要
H26	三島大橋	三島町(福島県)	131	アーチにおける継ぎ手部の高カボルトについて、ゆるみ・脱落しているものが多数発見
H26	大前橋	嬬恋村(群馬県)	73	床版、高欄等におけるひびわれ部から水が内部に浸入し、鉄筋の腐食が進行 なお、大型車通行規制の解除を行うためには架替が必要
H26	大渡ダム大橋	仁淀川町(高知県)	444	メインケーブルの防食部の腐食が進行し、内部のケーブル素線が剥き出し状態
H27	沼尾シェッド	下郷町(福島県)	189	耐力や耐震性に影響を与える可能性の高いひび割れ・鉄筋の露出及びうき割れや、シェッド支柱のPC鋼棒グラウト未充填などが多数発見
H27	猿飼橋	十津川村(奈良県)	139	橋全体に防食機能の劣化が進行し、一部の補剛材で断面減少が生じている状態
H27	呼子大橋	唐津市(佐賀県)	728	制振ワイヤーの破断が過去繰り返し発生し、現在も破断している状態 主桁等にもひび割れが生じている状態

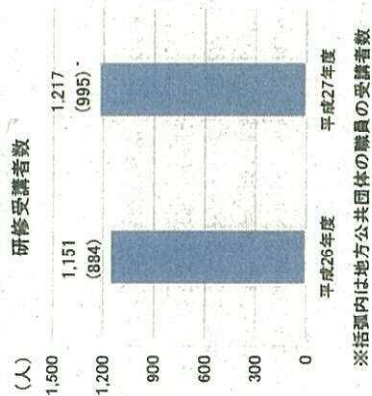
緊急性・難易度を踏まえて対応

平成27年度	三島大橋、大渡ダム大橋	修繕代行事業に着手
平成28年度	大前橋	大規模修繕・更新補助事業に着手
	沼尾シェッド、猿飼橋、呼子大橋	修繕代行事業に着手

※直轄診断:「橋梁、トンネル等の道路施設については、各道路管理者が責任を持って管理する」という原則の下、それでもなお、地方公共団体の技術力等に鑑みて支援が必要なもの(複雑な構造を有するもの、損傷の度合いが著しいもの、社会的に重要なもの、等)に限り、国が地方整備局、国土技術政策総合研究所、国立開発研究法人土木研究所の職員で構成する「道路メンテナンス技術集団」を派遣し、技術的な助言を行うもの。

4. 研修の実施状況

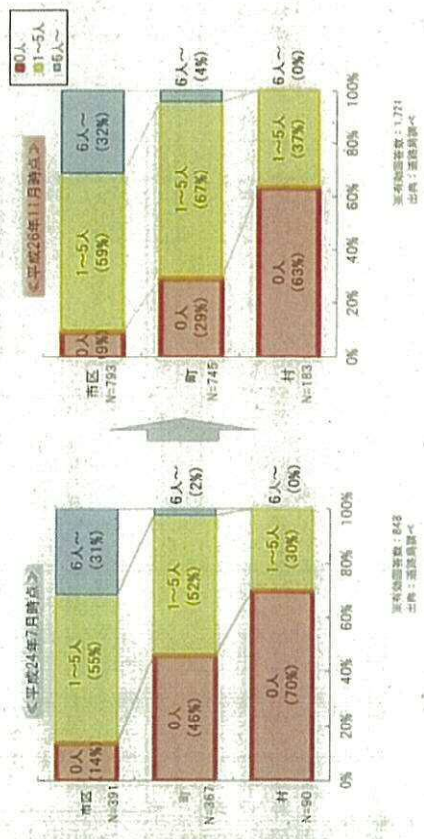
- 平成26年度より、国土交通省、地方公共団体の職員等を対象に、橋梁、トンネル等の点検に関する研修を実施しています。
- 平成26・27年度の研修受講実績は、平成26年度1,151人（うち地方公共団体884人）、平成27年度1,217人（うち地方公共団体995人）となっています。
- 平成26年度から5年間の受講目標人数を5,000名と想定しています。



5. 橋梁管理に携わる土木技術者数

- 橋梁管理に携わる土木技術者が存在しない町、村の割合は、平成24年度と平成26年度を比較すると、町は約5割から約3割へ、村は約7割から約6割へ減少しています。

市町村における橋梁管理に携わる土木技術者の人数



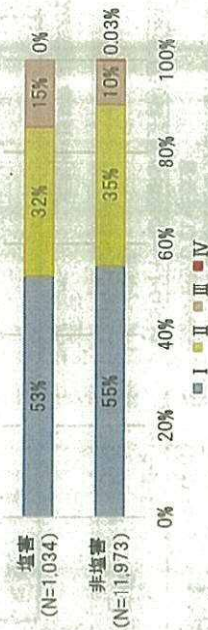
参考5 今後のデータ分析・活用の事例

1. 塩害の影響分析

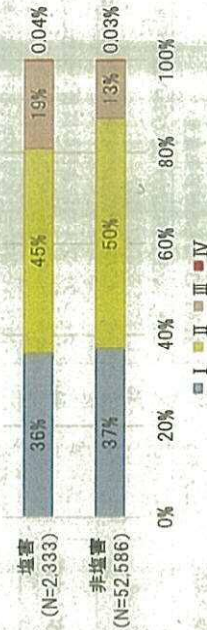
- 塩害の影響地域にある橋梁は、塩害の影響地域以外と比べて健全度が低い傾向にあり、地方公共団体が管理する橋梁はその傾向が顕著です。
- 国よりも都道府県、都道府県よりも市町村の橋梁の方が塩害の影響地域の判定区分Ⅲ、Ⅳの割合が高くなっています。

※塩害の影響地域の区分は道路橋示方書を参考に設定

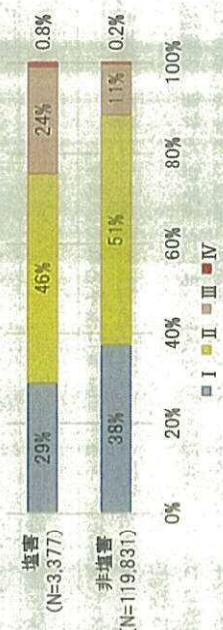
健全度分布の塩害の影響地域による比較 (国)



健全度分布の塩害の影響地域による比較 (都道府県・政令市等)



健全度分布の塩害の影響地域による比較 (市町村)



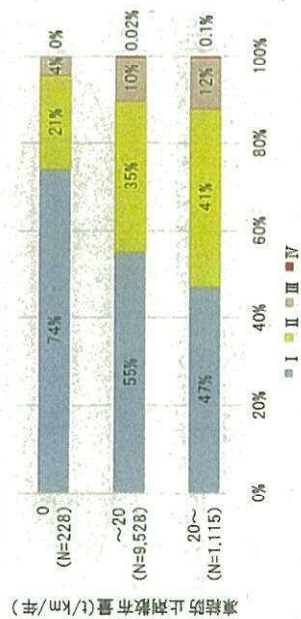
※H26~H27年度点検結果

2. 凍結防止剤の影響分析

- 凍結防止剤が散布されている橋梁では、散布されていない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にあります。
- 凍結防止剤の散布量が多い橋梁では、散布量が少ない橋梁に比べ、判定区分Ⅱ、Ⅲの割合が高い傾向にあります。

※凍結防止剤の散布量は当該橋梁が存在する路線における平成26年度の散布量をもとに算出

健全度分布の凍結防止剤散布量による比較



※国土交通省が管理する橋梁の H26～H27 年度点検結果
(凍結防止剤散布量に関する情報がなかった橋梁を除く)

地域一括発注の状況(島根県)

資料 2

○市町村の人手不足・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検・診断の発注事務を県が受委託すること
で、地域一括発注を実施

＜地域一括発注による平成28年度の点検実施＞

○参加市町村：浜田市(1橋)・大田市(1橋)・飯南町(2橋)・奥出雲町(7橋)・美郷町(5橋)

＜地域一括発注による平成29年度の点検実施予定＞

○参加市町村：現在調整中

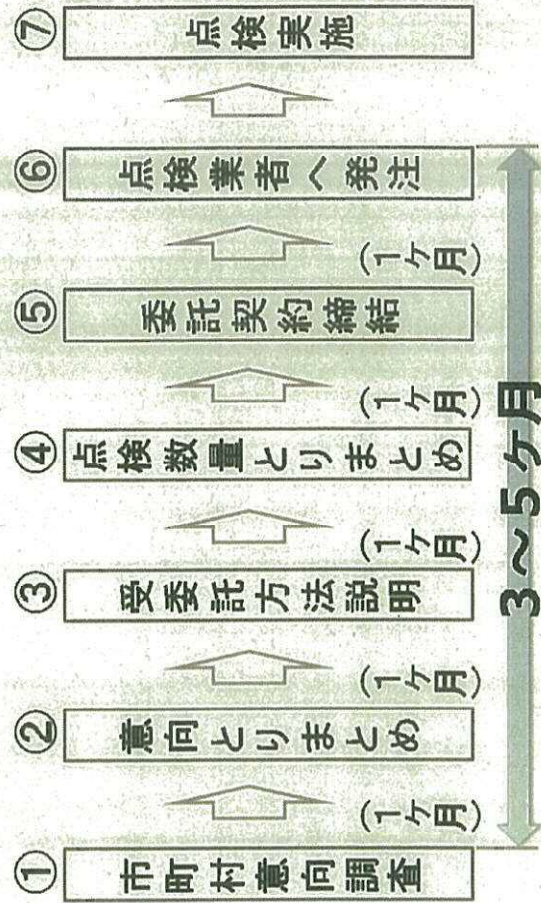
【イメージ図】

・市町村のニーズを踏まえ、
地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

・国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、
点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



平成 29 年 2 月 14 日

島根県道路鉄道連絡会議（仮称）の設置について

【設置の趣旨】

跨線橋の計画的な維持及び修繕が図られるよう、道路管理者は、あらかじめ鉄道事業者等との協議により、跨線橋の維持又は修繕の方法を定めておく旨道路法施行規則が一部改正され、平成 28 年 12 月 1 日から施行となった。

今後は、点検結果を踏まえた修繕工事や熊本地震を踏まえた耐震補強工事の増加が見込まれることから、道路管理者は、鉄道の安全・安定輸送の重要性に鑑み、鉄道事業者と協力して、速やかに必要な措置を講じる必要があり、これらの実施状況は、「島根県道路メンテナンス会議」において、把握する必要がある。

跨線橋の点検及び修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の情報共有及び協議調整を実施するため、「島根県道路メンテナンス会議」の下部組織^{※(1)}として「島根県道路鉄道連絡会議（仮称）」を設置し、関係者出席の下、島根県内の安全かつ円滑な交通の確保及びメンテナンス対策の取り組みを進めることとしたもの。

※(1) 「島根県道路メンテナンス会議」規約第 4 条第 4 項の「専門部会」に位置付け

【島根県道路メンテナンス会議】

「島根県道路メンテナンス会議」は、島根県内のトンネルや橋梁等の道路施設を計画的かつ効率的に維持管理・補修・更新等するために、道路管理者が相互に連絡調整し、また協力して情報の共有や発信を行うことにより、点検や修繕計画等の調整、技術基準類に対する理解、健全性の診断に関する研鑽、必要な技術的支援等を促進する等、道路施設の予防保全・老朽化対策を強化することを目的として設置。

※ 道路法 28 条の 2 の規程に基づき、平成 26 年 5 月 27 日に設置済み

島根県道路鉄道連絡会議 規約【案】

(名 称)

第1条 本連絡会議は、「島根県道路鉄道連絡会議」(以下「連絡会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、島根県道路メンテナンス会議規約第4条第4項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、島根県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する鉄道事業者間で協議・調整を行うことにより、島根県内の安全かつ円滑な交通の確保及び対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、島根県内の鉄道、を跨ぐ全ての道路法の道路橋、及び道路法の道路を跨ぐ鉄道橋とする。

(協議・調整事項)

第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。

- 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
- 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(構 成)

第5条 連絡会議は、別表に掲げる、関係機関をもって構成する。

2 連絡会議には、会長及び副会長1名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、中国運輸局鉄道部技術課長、島根県道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議の運営)

第6条 連絡会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第2課、島根県土木部道路維持課、西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所統括課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

この規約は、平成29年2月〇〇日から施行する。

島根県道路鉄道連絡会議 構成員名簿

	所 属	役職	備考
会長	国土交通省中国地方整備局	松江国道事務所長	道路事業者
副会長	国土交通省中国地方整備局	浜田河川国道事務所長	道路事業者
副会長	国土交通省中国運輸局	鉄道部 技術課長	道路事業者
副会長	島根県土木部道路維持課	道路維持課長	道路事業者
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	松江高速道路事務所長	道路事業者
	松江市	管理課長	道路事業者
	浜田市	維持管理課長	道路事業者
	出雲市	道路河川維持課長	道路事業者
	益田市	土木課長	道路事業者
	大田市	土木課長	道路事業者
	安来市	土木建設課長	道路事業者
	江津市	土木建設課長	道路事業者
	雲南市	建設工務課長	道路事業者
	奥出雲町	建設課長	道路事業者
	美郷町	建設課長	道路事業者
	津和野町	建設課長	道路事業者
	西日本旅客鉄道株式会社 米子支社 山陰地域振興本部	まちづくり計画課長代理	鉄道事業者
	西日本旅客鉄道株式会社 広島支社	企画課 課長代理	鉄道事業者
	一畑電車株式会社 技術部	部長	鉄道事業者
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官	
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官	
事務局	国土交通省松江国道事務所 管理第2課		
	島根県 土木部 道路維持課		
	西日本高速道路株式会社中国支社 松江高速道路事務所 統括課		

島根県道路メンテナンス会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、「島根県道路メンテナンス会議」(以下「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法(昭和27年法律第180号)第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、島根県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関すること。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、島根県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局松江国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所長、島根県土木部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所長とする。

3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。

5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。

6 会議に、道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を設置し、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関すること。
- 二 会議における協議議題の調整に関すること。
- 三 その他会議の運営に際し必要となる事項の調整に関すること。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局松江国道事務所管理第二課、島根県土木部道路維持課、島根県土木部技術管理課長寿命化推進室及び西日本高速道路株式会社中国支社松江高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

本規約は、平成26年5月27日から施行する。

平成26年10月23日 別表2改正

平成28年7月5日 別表1及び別表2改正

橋梁点検講習会・橋梁補修勉強会 参加状況						
	H28.4.28 橋梁点検講習会 美郷会場	H28.7.12 橋梁点検講習会 出雲会場	H28.11.2 市町村担当 者会議 邑南会場	H28.11.7 橋梁補修勉強会 浜田会場	H28.11.8 橋梁補修勉強会 松江会場	計
【島根県】	2	20		3		25
【市町村】						
松江市				3	2	5
浜田市				3	2	5
出雲市		15	3		2	20
益田市			2	4		6
大田市			2			2
安来市			2		2	4
江津市	3		4	4		11
雲南市			3		3	6
奥出雲町			1		1	2
飯南町			2			2
川本町	2		2			4
美郷町	2		2			4
邑南町	5		6			11
津和野町			2			2
吉賀町			2	2		4
海士町			1			1
西ノ島町			1			1
知夫村			1			1
隠岐の島町			1		2	3
市町村 計	12	15	43	12	12	94
計	14	35	43	15	12	119



補修設計に関する勉強会



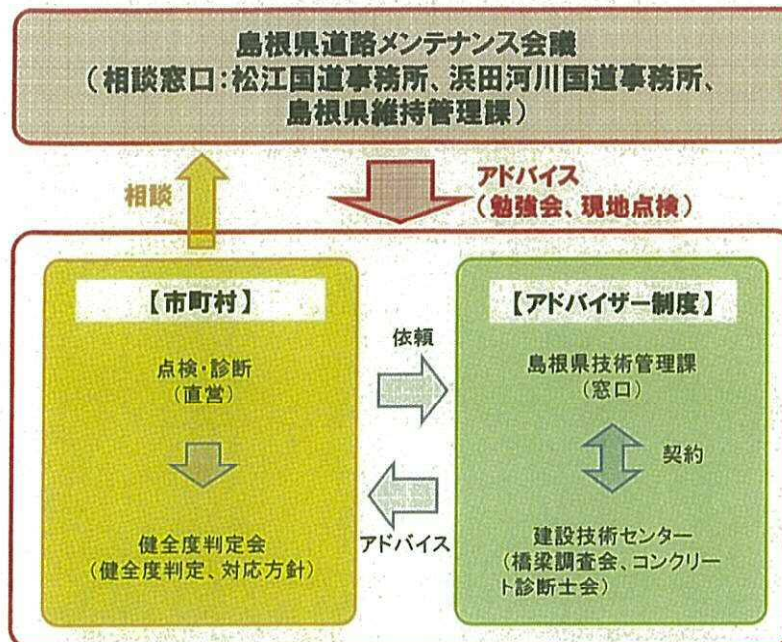
自治体職員による点検指導

今年度から点検講習会では自治体職員が講師となり、点検の指導にあたっている。また、各自治体からの要望で補修設計に関する勉強会を実施。

アドバイザー制度の活用状況

	アドバイザー (橋梁調査会)		アドバイザー (コンクリート診断士会)	
	(島根県)	(市町村)	(島根県)	(市町村)
5月		吉賀町		
6月		奥出雲町		
7月	浜田県土	出雲市、浜田市、江津市	浜田県土	
9月	松江県土	出雲市、雲南市		
11月	広瀬土木、出雲県土		広瀬土木、出雲県土	
12月	津和野土木、松江県土、益田県土	松江市	津和野土木、松江県土、益田県土	
1月	浜田県土、雲南県土	江津市、津和野町、松江市	浜田県土、雲南県土	
2月	県央県土(2回)、広瀬土木、松江県土、出雲県土、雲南県土	川本町、邑南町、大田市	県央県土(2回)、広瀬土木、松江県土、出雲県土、雲南県土	
3月	隠岐(島前)	海士町、西ノ島町、隠岐の島町、松江市		

○昨年度同様に講習会等を実施、特に補修に関する相談が多くなることを踏まえ、今年度に引き続き、アドバイザーと連携し、自治体へのアドバイスを行って行く。



勉強会実施状況



現地での補修アドバイス